

## 日本周産期・新生児医学会専門医の広告について

### 1)平成 21 年 8 月にお知らせした「注)名称・・・」の変更結果について

日本周産期・新生児医学会「周産期(新生児)専門医」の広告が可能となりましたとの告示をホームページに掲載しました。その告示の中に、厚生労働省の書類中(医政総発 0723 第 2 号)に本学会の名称が「有限責任法人」と表記されていたので、「一般社団法人」への名称変更許可を提出しているため、その間は「一般社団法人」と表記しないように記載しています。その変更許可が 11 月 10 日付の医政総発 1110 第 1 号(参考資料)で承認され、名称が「一般社団法人」に変更されました。尚、一般社団法人の表記は必須事項ではありませんので、省略しても問題ありません。

#### 【参考資料(ホームページ掲載)】

- ① 厚生労働省医政局総務課発「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の一部改正  
[http://www.jspsnm.com/topics/data/shikaku2\\_091113.pdf](http://www.jspsnm.com/topics/data/shikaku2_091113.pdf)
  - ② 広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について  
[http://www.jspsnm.com/topics/data/shikaku1\\_091113.pdf](http://www.jspsnm.com/topics/data/shikaku1_091113.pdf)
  - ③ 医師の専門性資格を取得した学会名一覧  
[http://www.jspsnm.com/topics/data/shikakul\\_091113.pdf](http://www.jspsnm.com/topics/data/shikakul_091113.pdf)
- .....

### 2)「周産期(新生児)専門医」合格者の方へ

平成 21 年 7 月 23 日付けで広告可能な専門性資格の認定団体としての届出「専門性資格認定団体に係る基準該当届」が、厚生労働省に受理認可されました。この結果、本学会が認定する「周産期(新生児)専門医」を広告することが可能となっています。

専門医を広告するに当たっては、医療広告ガイドライン(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/shishin.pdf>)に則り、適切に運用して頂くようお願い申し上げます。実際の広告方法は次のような形態をお考えください。

#### 広告表示方法

医師〇〇〇〇 一般社団法人<sup>注)</sup> 日本周産期・新生児医学会認定 周産期(新生児)専門医

<sup>注)</sup>一般社団法人の表記は必須事項ではありませんので、省略しても問題ありません。

また、専門医の認定基準や名簿の公表などの条件がついています。そこで当学会ホームページに専門医名簿を公表していますが、何らかの理由で名簿登載ができない場合には広告できません。

.....

### 3)「周産期(母胎・胎児)専門医」合格者の方へ

上記の専門医広告は新生児専門医に限定されています。「周産期(母体・胎児)専門医」に関しては、近々に申請する予定です。こちらの申請が認可されましたら、改めて会員の皆様にご連絡します。